

ネスレ介護配転事件、最高裁が上告退ける

介護の社会化の流れ確定 画期的な最高裁決定

介護が必要な家族がいるのに遠隔地への転勤を命じたのは不当だとして、ネスレ日本姫路工場（兵庫県姫路市）の男性従業員一人が、配転命令の無効確認などを求めた訴訟で、最高裁第二小法廷（津野修裁判長）は一八日、ネスレ側の上告を受理しない決定をした。

「転勤すれば家族の症状が悪化する可能性があり、配転命令権の乱用に当たる」として、配転の無効と未払い賃金の支払いをネスレ側に命じた一、二審判決が確定した。

日本政府は一九九五年にILO156号条約を批准し、育児や介護をかかえる労働者の配転について企業の配慮義務を定める法律を改定してきたところですが、最高裁決定はこのような時代の要請に応える意義あるものです。

**ネスレ霞ヶ浦工場で
新たな不当労働行為**

ネスレ日本は、最高裁判決で不当解雇が撤回され職場復帰した原告をゴミ集め等の差別仕事で辞めさせました。残ったもう一人の原告にも同じようにゴミ集めをさせ、昨年の九月以来連日のように取り囲み罵声を浴びせるなどの新たな人権侵害を行っています。そして、組合員を最も過酷で労働者いじめの激しいキットカット職場へ配転させ、次々退職に追いやるなどの露骨な組織攻撃を行っています。

さらに四月から、以前仕事で腰を痛め労災認定を受けている、支部組合副委員長を強制的にキットカット職場に配転。新たな不当労働行為を行ってきています。

今回の最高裁決定によって、介護は家族だけがするのでなく、地域や会社も含めて社会全体が見守っていくといういわゆる『介護の社会化』が一層促進されます。大きな社会進歩の促進です。

ネスレ三度最高裁で断罪

今回の「ネスレ介護配転事件」以前に、二〇〇六年に「ネスレ不当解雇事件」で最高裁において逆転勝利。さらに、一九九五年に「ネスレ団交拒否事件」で最高裁勝利しています。私達は強く要求します。

ネスレは今こそ、全ての労働者への権利侵害、不当労働行為を中止して、争議解決の話し合いテーブルにつくべきです。



佐高信氏や筑紫哲也氏が主要な執筆を勤める社会派雑誌「週刊金曜日」に『ネスレの陰湿きわまる弾圧と闘う・ネスル日本労働組合』と題して、見聞き2ページの記事が掲載されています。

さらに、メールマガジンでもトップニュース扱いでネスレ記事を取り上げています。「90件以上の判決や命令があるネスレ事件」・・・

詳しくは、ぜひ組合ホームページやブログをご覧ください。『ネスレCSR』でトップに検索

ネスレ 解決交渉テーブルにつけ

ネスレ争議支援対策会議

全労連・茨城労連・東京地評・静岡県評
兵庫労連・ネスル日本労組

2008年4月